

ご提供いただきたい定期健康診断項目

基本データ 保険者番号、保険証の記号・番号、氏名(カナ)、生年月日、性別、健診機関名(コード番号)、受診日、郵便番号(事業所の郵便番号でも可)、住所(事業所の住所でも可)

健診項目 身長、体重、BMI、腹囲、血圧、脂質(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール)、空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、又は食直後(食事開始後3.5時間未満)を除く随時血糖、肝機能(AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP))、尿検査(尿糖、尿たんぱく)

問診項目 既往症、自覚症状、他覚症状、服薬情報、喫煙歴

その他 メタボリックシンドローム判定、医師の診断、健診実施医師名

※高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第27条 保険者は、加入者の資格を取得した者がいるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前2項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

～第三者提供についての例外事項～

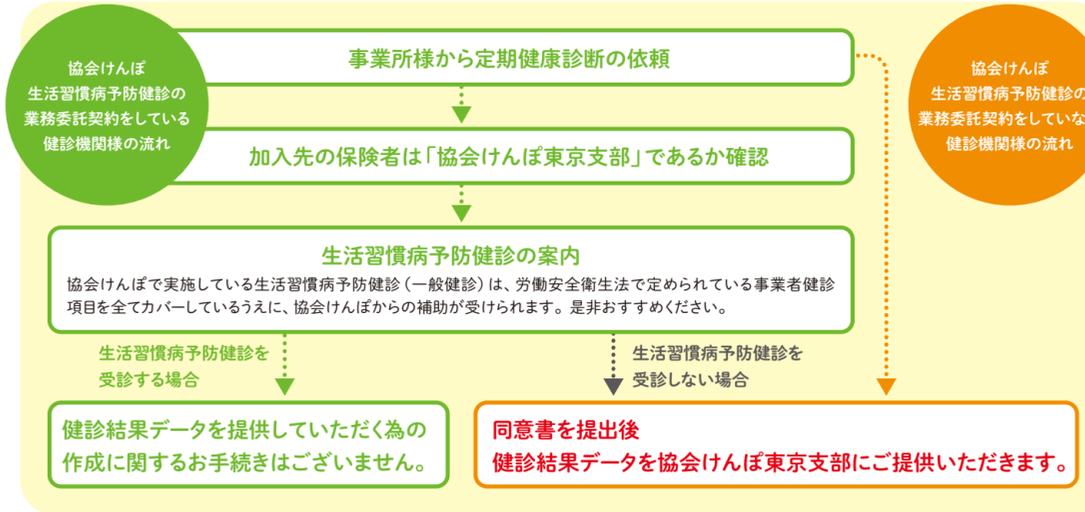
※個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1 法令に基づく場合

勧奨していただく場合の流れ(参考)



●同意書を受領していただく際の注意点

事業所様には同意書の提出のみのお手続きをお願いしています。健診機関様が受領した際には、記入漏れがないよう確認をお願いします。

同意書(表)イメージ

同意書(裏)イメージ

健診機関様へ 重要なお知らせ

事業者健診 (定期健康診断)

結果データの提出にご協力ください

事業者健診に関する詳しい情報は、こちら!!

協会けんぽ東京

検索

40歳から74歳の
事業者健診結果データの
提供をお願いします

東京支部ホームページ左下のバナーからアクセスしてください。

はじめに

健診機関の皆様へ

平成20年4月から、国のメタボリックシンドローム対策に伴い、医療保険者に特定健診の実施が義務付けられ、健診受診率65%という高い目標値が国によって定められました。今後、受診率が高ければ保険料を低く抑えることが可能となる一方、受診率が低い場合、結果的に保険料が高く設定される可能性があります。

協会けんぽ東京支部では、労働安全衛生法に基づく事業者健診（以下「定期健康診断」という）結果を提供していただくことにより、健診受診率に加算できることから、定期健康診断結果の取得について積極的に取り組んでいるところです。

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康増進のため、特定健診・特定保健指導を中心とした保健事業に取り組んでおり、ご提供いただいた健診結果に基づいて、特定保健指導の対象となった方に保健師または管理栄養士による無料の保健指導や健康相談をご案内することができます。

個人情報である定期健康診断結果を提供することについては、法定の手続きとして（4ページ参照）制度化されており、個人情報保護法上も問題ありませんので、ご安心ください。

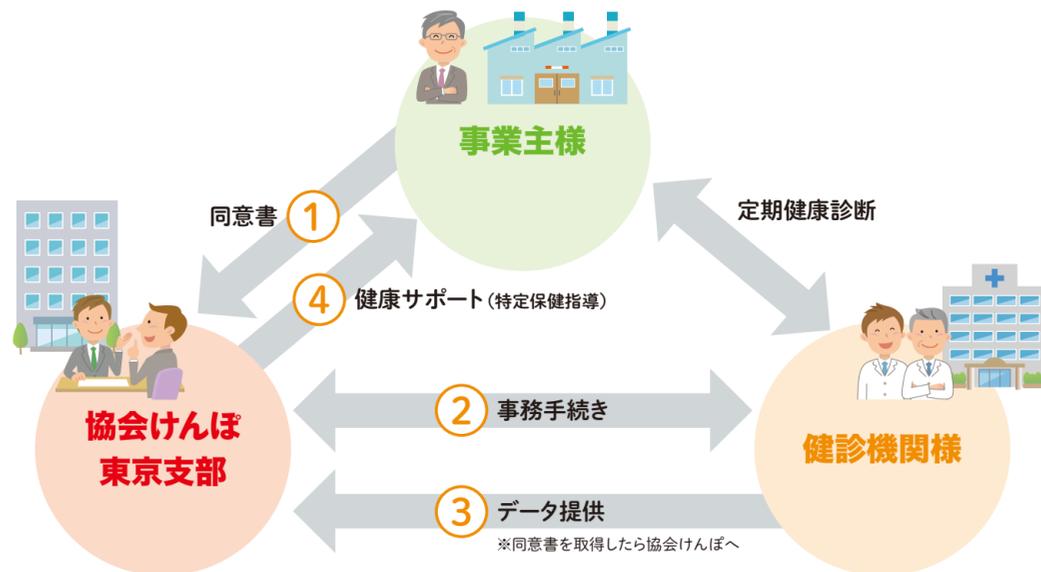
対象者

40歳～74歳の 協会けんぽ東京支部の 加入者様

生活習慣病予防健診をご利用になる方については、データ提供は不要です。



データ提供の流れは？



- 1 事業主様から同意書をご提出いただけます。
- 2 同意書にご記入いただいた健診機関様と協会けんぽ東京支部とで、健診結果データ提供に関する契約を締結します。なお、この際に「個人情報保護」の徹底を図ります。
- 3 健診機関様から協会けんぽ東京支部に健診データをご提供いただけます。
- 4 健診結果に基づき、協会けんぽ東京支部から事業所様に特定保健指導のご案内をお送りします。

※事業者健診結果データの提供について、健診機関様にデータ取得勸奨を〈業務委託契約に基づき〉実施していただく場合は、健診機関様にて受領した同意書を、定期健康診断結果データと併せてご提出をお願いします。「同意書を受領していただく際の注意点」が5ページにありますのでご参照ください。

データ形式について

次の●部分に対応しています。

データ形式	被保険者	被扶養者
CSV形式	●	●
XML形式	●	—

※CSVは協会けんぽ独自の仕様です。

※XMLは国が定める標準的なデータファイル仕様に準拠したファイルです。



データ形式についての詳細は協会けんぽのホームページをご参照ください。

標準的なデータファイル仕様については、厚生労働省ホームページ「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」付属資料／7. 標準的なデータファイル仕様をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosh/iryouseido01/info03d.html>

データ提供実績がある場合のお願い事項について

健診機関様からの 積極的なデータの提供を お願いしております！

留意事項 1 請求書は定期健康診断データと一緒に提出をお願いします。

留意事項 2 ご提出いただきましたCD-RまたはDVD-Rは返却出来ませんので予めご了承ください。

契約書(覚書)を交わすことにより、作成費用は協会けんぽからお支払いすることが出来ます。

